

全国広域観光振興事業運営評議会 運営要領

1. 目的

公益社団法人日本観光振興協会（以下「日観協」という。）が各都道府県観光協会（連盟）からの拠出金等をもって行う全国広域観光振興事業の円滑かつ的確な実施を図るため、運営評議会を設置する。

2. 名称

本運営評議会は、全国広域観光振興事業運営評議会（以下「運営評議会」という。）と称する。

3. 運営評議会の業務

運営評議会は、全国広域観光振興事業に関する事業計画、収支予算、事業報告、収支決算等基本的事項について審議する。

4. 運営評議会の構成

(1) 運営評議会は、次の委員をもって構成する。

学識経験者	5名
都道府県職員各ブロック代表者	8名
都道府県観光協会（連盟）各ブロック代表者	8名

(2) 委員は、日観協会長が委嘱する。

5. 委員の任期

委員の任期は、2年とする。

6. 会長の選出及び職務

- (1) 運営評議会に会長を置く。
- (2) 会長は、委員の互選とする。
- (3) 会長は、運営評議会を招集し、会務を総理する。

7. 運営評議会の開催

- (1) 運営評議会は、原則として、各年度とも8月及び3月に開催する。
- (2) 運営評議会は、委員（委任を受けた者を含む。）の過半数以上の出席により開催する。

8. 運営評議会の庶務

運営評議会の庶務は、日観協総務・企画部門が行う。

9. この運営要領に定めるもののほか、運営評議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

本運営要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

本運営要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

本運営要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

本運営要領は、平成25年4月1日から施行する。